

柳泉園グランドパーク

館内案内



●トレーニング室



●一般用プール



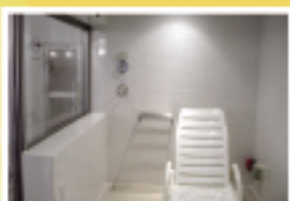
●幼児用プール



●歩行用プール



●平湯



●ミストサウナ



●ドライサウナ



●テニスコート



●野球場

柳泉園グランドパーク

- 湯〜プラザ柳泉園 (浴場施設)
- テニスコート (一般用・学業用)
- テニスコート 5面
- 室内プール (一般用・幼児用・歩行用)
- トレーニング室
- 会議室 (洋室・和室)

●休館日：毎週木曜日、年末年始 ●お問い合わせ：グランドパーク ☎0424-73-3121

交通アクセス

西武バス

「久留米西団地」
下車徒歩6分

- 西武池袋線 東久留米駅 徒歩
- 西武池袋線 花小金井駅 徒歩
- 西武池袋線 池口 下車徒歩6分
- JR中央線 武蔵小金井駅 (北口) 徒歩
- 西武池袋線 清瀬駅 (南口) 徒歩



- 柳泉園組合は、組合を組織する清瀬市、東久留米市及び西東京市(関係市)の一般廃棄物を処理する施設等を管理運営している特別地方公共団体(一部事務組合)です。
- 柳泉園ニュースの内容や組合業務に関するお考えなどお手紙、FAX、電子メールでお聞かせください。
- 組合情報を掲載したホームページもご覧ください。

*** 発行 柳泉園組合 2006年2月 ***
〒203-0043 東久留米市下里4-3-10
TEL: 0424-70-1555(代) FAX: 0424-70-1559
ホームページ <http://www.ryusen.or.jp>
E-mail info@ryusen.or.jp

RYUSEN-EN NEWS

りゅうせんえん ニュース

<http://www.ryusen.or.jp/>

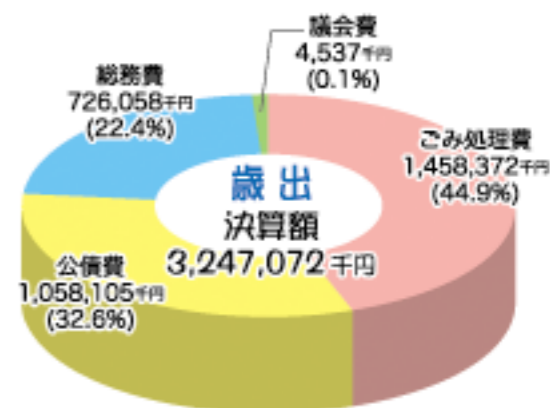
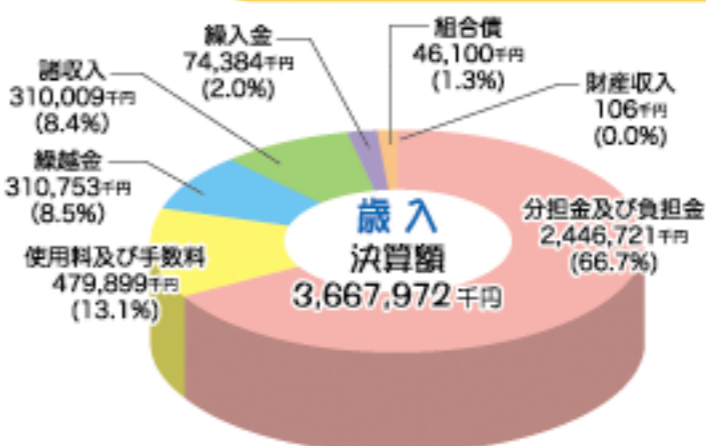
vol.46

柳泉園組合
2006年2月発行



柳泉園クリーンポート原上より富士山を望む

平成16年度 柳泉園組合決算について



●主な事業

平成12年度に廃止した「ごみ処理施設旧第二工場」を解体し、その跡地を緑化整備する工事を2ヵ年事業として着工しました。また、埋立処分していた屑ガラスについては、自然砂の代替品にする技術をもつ業者に委託をして資源化を行いました。

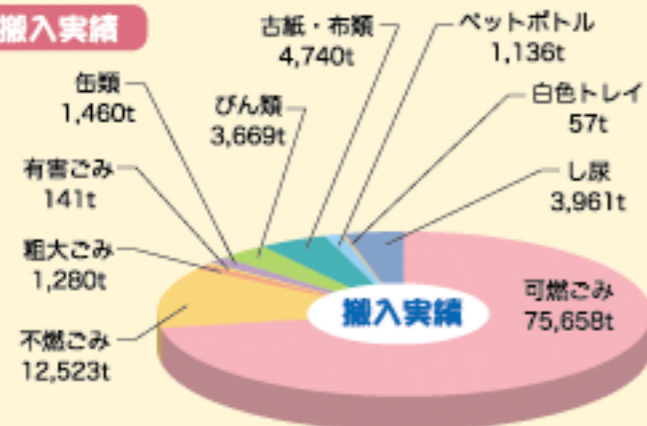
●施設見学者及び厚生施設利用者の実績

野球場、テニスコート利用状況……………4,314件
室内プール、浴場施設、
トレーニング室の利用者数……………184,665人
施設見学者数……………3,378人

平成16年度 実施事業の内訳



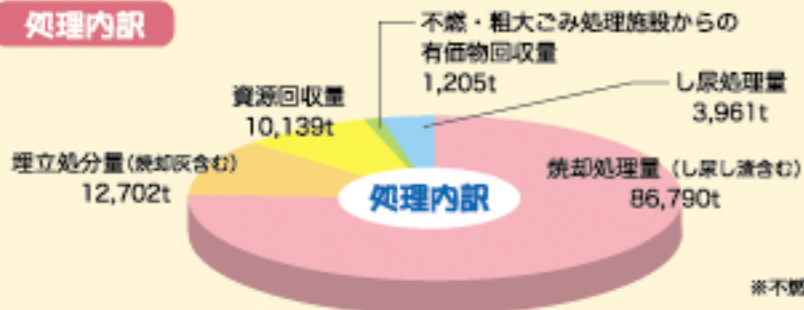
搬入実績



(単位:トン)

可燃ごみ搬入量	75,658
不燃ごみ搬入量	12,523
粗大ごみ搬入量	1,280
有害ごみ搬入量	141
缶類搬入量	1,460
びん類搬入量	3,669
古紙・布類搬入量	4,740
ペットボトル搬入量	1,136
白色トレイ搬入量	57
し尿搬入量	3,961

処理内訳



(単位:トン)

焼却処理量(し尿し液含む)	86,790
埋立処分量(焼却灰含む)	12,702
資源回収量	10,139
不燃・粗大ごみ処理施設からの有価物回収量	1,205
し尿処理量	3,961

※不燃物(異ガラス)再生利用量 891tは、資源回収量に含まれる。

クリーンポートダイオキシン類測定結果

測定項目 (単位) 排出基準	排出ガス (ng-TEQ/m ³ N)			工場排水 (pg-TEQ/ℓ)	焼却灰 (ng-TEQ/g)	ばいじん(飛灰) (ng-TEQ/g)
	1号炉	2号炉	3号炉	工場排水	焼却灰	ばいじん
測定日	平成17年8月24日					
測定場所	0.00015	0.0000071	0.0000034	0.021	0.02	0.22

平成16年度 人事行政の運営等の状況の公表

地方公務員法第58条の2規定により、柳泉園組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、平成16年度の運営などの状況を公表します。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 採用者数について	採用者数 1人	(2) 退職者数について	定年退職 1人 普通退職 2人
(3) 職員数について	(平成17年4月1日現在)		
	柳泉園組合事務局職員	57名	
	議会の職員(総務課職員が兼務)	(5名)	
	監査委員の職員(総務課職員が兼務)	(4名)	

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況	区 分	平成16年度
	歳出額 A	3,247,072千円
	人件費 B	550,190千円
	人件費率 (B/A)	16.9%

(2) 職員の給与の状況

職員数	(A)	57人
給与費	給料	261,105千円
	職員手当	91,909千円
	期末勤勉手当	116,094千円
	合計 (B)	469,108千円
1人当たり給与	(B/A)	8,230千円

3 職員の勤務時間に関する状況

- (1) 定時勤務者
- ① 勤務時間 8時30分から17時15分まで
(休憩時間を除く、1日当たり8時間勤務、週40時間勤務)
 - ② 休日 土曜日、日曜日
 - ③ 休憩時間 12時15分から13時まで
 - ④ 休否時間 12時から12時15分まで及び15時から15時15分まで
- (2) 直勤務者
- ① 勤務時間 1直 8時30分から21時30分まで 2直 20時30分から9時30分まで
(休憩時間を除く、1日当たり12時間勤務、4週間160時間勤務)
 - ② 休日 4週間につき指定する7日
 - ③ 休憩時間 勤務時間中1時間とし、始業時及び終業時を除いてその時間は任命権者が定める。ただし、日勤に指定された日を除く。
 - ④ 休否時間 勤務時間4時間につき15分とし、始業時及び終業時を除いてその時間は任命権者が定める。

4 職員の服務に関する状況

全ての職員は、「全体の奉仕者」としての公共の利益のために勤務し、職務遂行に当たっては全力で奉仕しなければなりません。この職務の基本原則を忠実に実行するため、職員にはさまざまな義務が課せられています。

地方公務員法の規定により、次のような職務上の義務があります。

- 法令及び上司の職務上の命令に従う義務
- 信用失墜行為の禁止
- 秘密を守る義務
- 職務に専念する義務
- 政治的行為の制限
- 争議行為等の禁止
- 営利企業等の従事制限

平成16年度には、職務義務違反により処罰された例はありませんでした。

詳細及びその他の状況については、柳泉園組合ホームページ <http://www.ryusen.or.jp> をご覧ください。

●お問い合わせ：総務課庶務文書係 ☎0424-70-1545

スプレー缶等をごみとして出すときのルール

下記に挙げていないごみ、資源物も、各市が配布しているごみの出し方についてパンフレットのとおりの分別や出し方のルールを守るようご協力をお願いします。

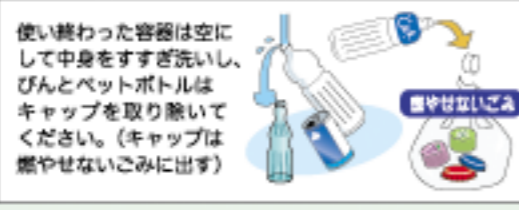
有害ごみ



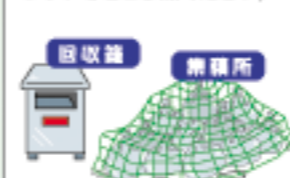
危険物



資源物



お住まいの市のごみ収集のルールに従って出してください。(収集方法は市によって異なる場合があります。市で配布しているごみの出し方のパンフレット等をご参照ください)



平成16年度 発電及び電力使用料等

総発電量	31,873,920 kwh 259,740,613 円	電力会社に売った量	15,059,664 kwh 118,500,863 円
施設で使用した発電量	16,814,256 kwh 141,239,750 円	施設使用量	17,697,276 kwh 185,595,884 円
		電力会社から購入した量	883,020 kwh 44,356,134 円

★余熱の利用★

クリーンポートでは、ごみを燃やしたときの熱を利用してボイラで蒸気を生じさせ、蒸気タービンの回転を回して電気を作っています。発電される電気の量は、最大で6,000kwhになり、一般家庭1万5千世帯分の電力に相当します。発電した電気はクリーンポート等の施設内で使用され、余った電力を電力会社に売っています。また、ボイラで作る蒸気は、発電以外にも柳泉園グランドパークのお風呂や温水プールのお湯を温めるのに利用する等、有効に利用しています。

